

「児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成」

～お手続き・申請をお忘れなく～

児童扶養手当

18歳に達する日の属する年度の末日（3月31日）までの間にある児童（中度以上の障がいをもつる場合は20歳未満）がいる母子家庭に支給されます。

対象

次のいずれかの状態にある児童を扶養している母または養育者

父母が離婚した児童
父が死亡、または生死不明である児童

父が重度の障害を有する児童
父が1年以上拘禁されている児童
父から1年以上遺棄されている児童

支給制限

次のような場合は、手当を受けることができません。

公的年金や遺族補償を受けているとき、または受けることができるとき

児童が児童福祉施設等に入所しているとき

児童が父の公的年金の加算対象となっていないとき

手当月額

児童1人のとき

9850円～4万1720円

児童2人のとき

5000円加算

児童3人以上のとき

1人増すごとに

3000円加算

前年の所得が一定額以上のときは、手当の一部または全額が支給停止となります。

ひとり親家庭等

医療費助成

母子家庭の母、父子家庭の父及び児童などが、健康保険により病院などの医療機関で診療を受けた場合、医療費の自己負担金の一部を助成します。

対象

母子家庭の母とその養育する児童、父子家庭の父とその養育する児童、父母のない児童、ひとり暮らし寡婦で所得が一定の基準を超えない世帯



児童：18歳に達した日の属する年度の末日までの間にある者
ひとり暮らしの寡婦：75歳未満、健康保険被保険者本人
母子家庭の母、父子家庭の父：20歳未満の児童を養育している者

現況届

児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成を受給中の人は、毎年8月に現況届の提出が必要です。

この届け出がないと、8月以降の手当が受けられなくなります。また届け出をしないまま2年を経過した場合は、受給権を失います。ご注意ください。

下記日程を設け受け付けを行います。なお該当される人には後日通知をいたします。

【児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成現況届】

月日	時間	場所
8月18日(月)	9時～20時	北方支所 2階会議室
8月19日(火)		山内支所 2階会議室
8月20日(水)		本庁 1階会議室
8月21日(木)		
8月22日(金)		



こども部 支援課
☎(23)9216
山内支所 暮らし課
☎(45)2906
北方支所 暮らし課
☎(36)6020



担当:大曲